

土浦市公用封筒広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市が使用する公用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載の取扱いに関し、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（封筒の種類及び広告の規格）

第2条 広告を掲載する封筒の種類は、会計課において作成する長形3号封筒及び角形2号封筒とする。

2 広告の掲載位置、掲載枠数及び枠の大きさは、次の表のとおりとする。
ただし、詳細な掲載位置及び刷色の表示色については、市長が別に定めるものとする。

封筒の種類	長形3号封筒	角形2号封筒
掲載位置	裏面	裏面
掲載枠数	4枠	4枠
枠の大きさ	縦4.5センチメートル×横9.0センチメートル	縦6.0センチメートル×横10.3センチメートル
刷色	単色	単色

（封筒の印刷枚数）

第3条 広告を掲載する封筒の印刷枚数は、市長が第8条第1項の規定による募集をする際に別に定めるものとする。

（封筒の使用期間）

第4条 広告を掲載する封筒の使用期間は、前条の規定により市長が別に定めた印刷枚数の封筒を全て使用し終えたときまでとする。

（広告の掲載料）

第5条 広告の掲載料は、市長が別に定めた予定価格を最低価格として、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が広告の掲載の申込みの際に提示した申込額（以下「申込額」という。）のうち、申込額が高額として広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が提示した額（以下「広告掲載料」という。）とする。

2 広告主は、市長が別に指定する日までに、広告掲載料を納入するものと

する。

（広告主の資格）

第6条 市税等を滞納している者又は事業者は、広告主となることができない。

（原稿の作成及び提出）

第7条 広告主は、広告の原稿を次に掲げるところにより市長に提出するものとする。

（1）原稿を市長が別に指定する記録媒体にデータ形式で格納すること。

（2）市長が別に指定する日までに前号に規定する記録媒体を提出すること。

2 前項に規定する広告の原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

（募集）

第8条 広告の掲載の募集方法は、公募によるものとし、封筒の印刷時期に合わせて市ホームページ、広報紙等の方法により行うものとする。

2 市長は、募集を行うに当たり、申込者となり得る者に対して広告掲載募集の案内をすることができるものとする。

（申込み）

第9条 申込者は、広告の掲載を申し込もうとするときは、土浦市公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、広告内容が分かるものを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、申込者から前項の規定による申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を決定し、土浦市公用封筒広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定による広告の掲載の可否の決定は、要綱及び基準要項に定めるもののほか、次に掲げる基準により行う。

（1）原則として、申込額の高いものから順に広告主とし、掲載位置を選択できるものとする。

（2）申込額が重複し、第2条に規定する掲載枠数を超えたときは、抽選で決定するものとする（前号により広告主となったものを除く。）。この場合において、当該抽選の方法については、募集する際に市長が別に定めるものとする。

4 広告主は、第2項の規定により広告の掲載の決定の通知を受けたときは、承諾書（様式第3号）に必要な事項を記入し、速やかに市長に提出するものとする。

(広告掲載内容の変更及び取止め)

第10条 広告主は、広告の掲載の内容を変更し、又は取り止めようとするときは、土浦市公用封筒広告掲載内容(変更・取止め)届出書(様式第4号)に必要事項を記入し、速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り止めるときは、既に納付された広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、要綱第3条及び基準要項に定めるもののほか、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、広告の掲載の決定を受けたとき。

(2) 市長が別に指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) 市長が別に指定する日までに広告の原稿を提出しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載としてふさわしくないものと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の取消しを決定したときは、土浦市公用封筒広告掲載取消決定通知書(様式第5号)により、当該広告主に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、既に納付された広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容その他広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

土浦市公用封筒広告掲載申込書

（申込先）土浦市長

申込者	所在（住所）	
	名称（氏名）	
	代表者名	印
	担当者名	
	電話番号	
	F A X	

土浦市公用封筒広告掲載取扱要領第 9 条第 1 項の規定により，下記のとおり申し込みます。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 申込封筒種別 | 公用封筒 |
| 2 | 申込者の業種 | |
| 3 | 封筒の種類 | |
| 4 | 掲載申込額 | 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 5 | 広告内容 | 別添のとおり |
| 6 | 遵守事項 | 土浦市広告掲載要綱
土浦市広告掲載基準要項
土浦市公用封筒広告掲載取扱要領
募集要項，広告仕様書等に定めるもの |

年 月 日

殿

土浦市長 印

土浦市公用封筒広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました土浦市公用封筒の広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 申込封筒種別 公用封筒
- 2 決定区分

☐掲載する

☐掲載しない

(理由：)
- 3 封筒の種類
- 4 広告掲載料 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 納入期限 年 月 日まで
- 6 その他

様式第 3 号（第 9 条関係）

承 諾 書

年 月 日

（宛先）土浦市長

所在（住所）

名称

代表者名

印

土浦市公用封筒への広告掲載決定に当たり，下記の内容について承諾します。

記

- 1 件名 土浦市公用封筒への広告掲載
- 2 広告掲載場所 封筒の裏面
- 3 封筒の種類
- 4 広告掲載料 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 納入期限 年 月 日
- 6 広告原稿寸法 縦 センチメートル
×横 センチメートル
- 7 広告の色数 1 色
- 8 原稿の提出方法 完全データ入稿
- 9 その他

（１）広告の内容については，土浦市長の指示に従います。

（２）土浦市広告掲載要綱，土浦市広告掲載詳細基準要項，土浦市公用封筒
広告掲載取扱要領および別紙仕様書を了承の上，履行します。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（届出先）土浦市長

届出者	所在（住所）	
	名称（氏名）	
	代表者名	印
	担当者名	
	電話番号	
	F A X	

土浦市公用封筒広告掲載内容（変更・取止め）届出書

土浦市公用封筒広告掲載取扱要領第10条第1項の規定により，下記のとおり広告掲載内容について届け出ます。

記

1 申込封筒種別 公用封筒

2 変更・取止めの区分 ☐変更
☐取止め

（該当する項目の□をチェックしてください。）

3 理 由

4 添付資料 広告原稿
（変更の場合）

年 月 日

殿

土浦市長 印

土浦市公用封筒広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで決定した土浦市公用封筒の広告掲載について、下記のとおり取消しの決定をしましたので通知します。

記

- 1 申込封筒種別 公用封筒

- 2 決定区分 広告掲載決定の取消し

- 3 取消理由